

# 戦後部落史と日本占領文書研究

渡 辺 俊 雄

## 一、占領研究にみる部落問題

「占領研究の機は熟した」と袖井林二郎氏が『毎日新聞』(一九七七年五月十七日)に書いてからすでに十年がたつ<sup>(1)</sup>。近年では、連合国による日本占領を世界史のなかに位置づけようとする一方、より具体的な個別のテーマにそった研究が深められつつある<sup>(2)</sup>。だが、そのなかに女性や沖縄の研究論文はあるが、部落問題についての言及はない。

占領研究において部落問題の視点が欠落しており、なおかつそれが重要な視点であることは、かなり以前から、しかも占領研究にかかわってきた研究者のなかから指摘されていた。たとえば、思想の科学研究会編『共同研究／日本

占領』に収められている共同討論「日本占領再検討」のなかで、鶴見俊輔氏は朝鮮、台湾、東南アジアにたいする日本の帝国主義的な差別構造は占領によっても変わらなかつたし、その後の占領研究はそうした視点を落としているのではないかと指摘し、都留重人氏も共同研究のなかに部落問題をとりあつた論文がないと発言していた<sup>(3)</sup>。

こうした反省にたつて、同研究会では『共同研究／日本占領軍』のなかでしまね・きよし氏が朝田善之助への聞きとりをおこな<sup>(4)</sup>、『日本占領研究事典』では「蟹の横這<sup>(5)</sup>」と「松本治一郎」を立項している。

しかしこれまでのところ、占領研究のなかで部落問題にふれたものは、松本治一郎の公職追放にほぼ限られている。古くは、『共同研究／日本占領』のなかで松浦総三氏

が「反民主主義の転換過程」を書き、松本追放にふれている。だがこれは、松本についてふれた部分は短いうえに、基本的な年代の誤りなどがある。<sup>(6)</sup>

袖井林二郎氏は『マッカーサーの二千年』のなかで、公職追放が時の政府によって政敵を倒す政治的武器として使われた例として、鳩山一郎・石橋湛山・平野力三とならんで松本治一郎の例をあげ、<sup>(7)</sup>のちに『拜啓マッカーサー元帥様』では、マッカーサーあてに松本治一郎の追放解除を要請する多数の手紙が送られていた事実を紹介している。<sup>(8)</sup>しかしこれらの事例の紹介にとどまり、本格的な説明にはいっていない。

また、H・ベアワルドは公職追放についてまとめた『指導者追放』のなかで鳩山一郎と平野力三の場合については深く言及しているが、<sup>(9)</sup>残念ながら松本治一郎の事例については掘り下げられていない。<sup>(10)</sup>

このほか、部落問題についてふれたものとしては、奈良県における大日本紡績高田工場の解雇反対闘争に他の民主団体とともに部落解放同盟も参加した事例を紹介している竹前栄治氏の「レッドパーヅ」があるくらいで、それぞれ今後の研究にとって手がかりを与えてくれてはいないもの、本格的な研究にまでいたっていない。

もちろん、これまでの占領研究の蓄積が、この時期の部

落問題研究に多くの示唆を与え、その土台となっていることを少しも否定するものではない。しかし、客観的にはそうであっても、やはり部落問題の解明のためには、そのための独自の努力を傾けなければならぬのである。

## 二、回想録にあらわれた部落問題(1)

これまでの占領研究にみられる部落問題についての直接の言及は、おおよそ以上の通りである。しかしこうした事実が、占領期の部落問題のすべてでないことは言うまでもない。これまで戦後部落史の側からも多くの事実が掘りおこされているし、現在計画されている連合国の日本占領文書の調査研究が進めばさらに多くの事実が発掘され、<sup>(11)</sup>それらの意義も明らかにっていくものと期待される。

その際に大きな参考になると考えられるのは、占領研究の一環として翻訳・発表されている総司令部関係者の回想録や聞きとりである。その数は決して少なくなく、またなかには部落問題についてふれた証言もあり、総司令部内部の動きや部落問題についての認識のあり様についても知ることができ、それ自身が貴重な資料を提供している。以下、そのうちのいくつかについて検討してみる。

まず民政局関係では、民政局長だったC・ホイットニー

の『日本におけるマッカーサー』がある。同書は強烈なマッカーサー賛美で貫かれており、直接部落問題にふれた記述はない。ただ、人権擁護を確立した法律として、一九四八年に制定された人身保護法がマッカーサーを最もよろこばせたという。<sup>(12)</sup>

ちなみに、民政局がまとめた「日本の政治的再編成に関する経過報告」のなかでは、人権・平等とかかわって、<sup>(1)</sup>日本国憲法によって基本的人権が国民のすべてに保障されたこと、<sup>(2)</sup>補助的立法として人身保護法が制定されたこと、<sup>(3)</sup>法務府(現在の法務省)に人権擁護局が設置されて、国民が憲法に保障されている個人としての権利を侵害されることのないよう保障されるようになったこと、<sup>(4)</sup>民法が改正され、個人の尊厳と男女平等という憲法の原則に合致するようになったこと、<sup>(5)</sup>の四点にふれている。<sup>(13)</sup>

最近注目されたのは、竹前栄治氏による民政局次長C・L・ケーディスへの聞きとりだった。<sup>(14)</sup>この聞きとりで竹前氏は美に多くのことをケーディスから引き出しているが、とくに憲法第十四条案にあった「国籍」およびGHQ草案の第十六条(外国人の平等的法的保護条項)が最終的に削除された経過にまで踏みこんだのは、大きな意義がある。従来の関係者への聞きとりでは、どうしても前文、第一条、第九条などに集中していたからである。

ただし、ケーディス証言のうち、日本側との討論の過程でGHQ草案第十六条が削除されたのを黙認した理由について現行第十四条案に「国籍」の文言があったことが強調されているが、それにもまして重要だったのは第十四条案の主語にあった。当初の日本案(三月二日案)では「凡ての国民は」となっていたのが、総司令部側からの指摘によって「凡そ人は」に修正された。この場合、「国民」が日本国民をさすのに対して「人」は外国人も含むというのが総司令部側の理解であり、<sup>(15)</sup>たとえGHQ草案第十六条が削除され、また「国籍」の文言がなくても、第十四条は外国人にたいする平等をも規定する条項として機能するはずだった。そのような了解が得られたからこそ、ケーディス自身が記憶に残るような議論や反対がなかったのだろう。

しかし日本政府は、当初から憲法に外国人の平等的法的保護条項を入れるのに反対だった。憲法制定にかかわった佐藤達夫によれば、この問題に対する日本政府の姿勢は次の通りである。

マッカーサー草案の第十六条で「外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」という規定がございます。これはわれわれの立案の際にはなほ疑問を持って、こういうことを入れるのはどうかと考えましたが、前に申し上げたようにとにかくわが方の案としては、とりあえず栗のいかに当る部分だけを取

つておき、洪皮に当る部分はだんだんと司令部と折衝を重ねつつ削っていくという態度でありましたため、この三月二日案の十四条では、「外国人ハ均シク法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」、いわば洪皮を残すような気持で書いておりましたが、これは三月四日の晩の徹夜の交渉その他によって、結論として落ちました。そのかわり第十三条としてでき上りました要綱では、「凡ソ人ハ」という形になっております。(傍点・引用者)

外国人の平等的法的保護条項を「栗のいが」「洪皮」と評するのはまさに差別そのものといわざるをえないが、日本政府はその最後の洪皮「凡そ人は」の一句までも、その後の土壇場の総司令部との接衝のなかで「すべて国民は」に修正して、当初もっていたその精神を台無しにしてしま

った。

なお、以上のことと関連して、日本側が憲法草案要綱をまとめるにあたって、GHQ草案にあった「国籍」が「門閥」(のちに「門地」)に変えられ、「カースト」が削除されたと説明されるのが通説のようであり、ケーデイス証言もこれを踏襲している。確かに、ハッシー文書に収められている「三月二日案」の英訳文には「門閥」を「国籍」と直した書きこみがあり、<sup>(20)</sup>右の説を裏づけるかのようである。

しかし、もし「国籍」の文言がなくなったのを先の佐藤証言のような文脈で説明できるのならば、「門閥」「門地」

日本では、同じ差別廃止の条文は主として大戦中も日本で暮らした少数のヨーロッパ人の保護を意味した。日本指令の差別廃止条項は占領軍が二百万の被差別部落民の解放を支持する効果も生んだが、面白いことに、ドイツ指令を真似してこの条文を書いた将校たちは、そのような被差別部落が日本にあることを全然知らなかった。<sup>(21)</sup>

JCS 1380/15の該当する部分は「貴官は、特に政治的及び市民的自由の制限と、人種、国籍、信仰又は政見による差別とを設け且つ維持したすべての法律、命令、規則の廃止を確実にする」である。<sup>(22)</sup> 国務・陸軍・海軍三省調整委員会で起草され、前記指令のもととなった「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」(SWNCC 150/4)にも、「人種、国籍、信仰又は政治的見解を理由に差別待遇を規定する法律、命令及規則は廃止せらるべし」と、ほぼ同文の内容がある。いずれも、本国からの指令やガイダンスのなかに、部落問題との関係を類推させる事項がないことは、先に引用したコーエンの回想録と合致する。

ところが、総司令部の最高司令官から日本政府にたいする具体的な指令になると、同じような文脈であるが「社会的地位」の文言が挿入されている。一九四五年十月二二日に出された「日本教育制度に対する管理政策(覚書)」には、「人権、国籍、信教、政見又は社会的地位を理由とす

に該当するのは「カースト」(GHQ草案の日本語訳によれば「階級」)だと考えるほうが妥当なのではないかと考

えるが、この点の論証にはなお多くの検討が必要である。

ケーデイスへの聞きとりにも登場するベアテ・シロタは、総司令部の人権小委員会のメンバーの一人として、日本国憲法の草案を起草し、また日本側との接衝には通訳として加わっていることから、憲法第十四条の成立過程について重要な位置を占めていると思われる。なお、ベアテ・シロタほか、憲法草案起草にかかわった関係者の経歴については田中英夫『憲法制定過程覚書』にくわしむ。<sup>(23)</sup>

経済科学局では、二代目の労働課長をつとめたT・コーエンの『日本占領革命』があり、これは単なる回想というよりも、占領政策の形成から占領行政全般を含むドキュメントの感がする。同書には、部落問題とかかわって、次のような記述がある。一九四五年十一月一日にアメリカの統合参謀本部(JCS)が最高司令官にあてた「降伏後に於ける米国の初期の基本的指令」(JCS 1380/15)が、ドイツにたいする占領指令案をモデルにし、なかには同じ文言もある、という一節である。

同じ言葉でも、違う文脈ではまったく意味が違ってくるとは言うまでもない。(中略)差別廃止のルールを例にとると、ドイツに適用すれば、ユダヤ人や東欧人の虐待の廃止になる。

る学生、教師、教育関係官公吏に対する差別待遇を禁止する。而して叙上の差別待遇より生じたる不公平は、直ちに是正せらるべきこと」という一項がある(傍点・引用者)。

が、コーエンの先の記述は、占領政策を固定的にとらえるのではなく、米政府、総司令部、そして日本政府という各レベルにおける政策の相違、矛盾、時には対立を含めて考察する必要があることを教えている。

なおコーエンは、これ以外にも、「社会的身分」による差別禁止を含む労働基準法の制定が「歴史的に劣等視されてきた下層階級にたいする政府や大経営者の権威主義的態度などを早急に克服する」ために必要であったことや、そのほか松本治一郎についても数カ所であらわれている。<sup>(24)</sup>

### 三、回想録にあらわれた部落問題(2)

次に民間情報教育局では、H・パッシンの『米陸軍日本語学校』がある。同書では、アメリカの日系人社会における深刻な部落差別に直面した経験や、黒人・日系人にたいする差別待遇撤廃についての陸軍・海軍の姿勢の違いなどにもふれられていて、興味深い。また占領期では、農地改革の前後に全国の農漁村三〇カ所を調査、研究したことにふれているが、この中には被差別部落を含む農村もあった。<sup>(25)</sup>

参謀第二部のC・ウィロビー『知られざる日本占領』もまたマッカーサー賛歌ともいべき内容で、とくに民政局にたいする敵愾心、占領行政の主役を民政局に奪われたくやしさがにじみ出ている。ウィロビーも松本治一郎の公職追放についてふれているが、ここでも年代の誤りなどがある<sup>(29)</sup>。同書を読む限り、松本追放に参謀第二部は直接かかわっていないという立場をとっている。なお同書には、総司令部に浸透している「左翼主義者」としてシロタヤコエなど多数の職員にたいする調査報告も収められている。総司令部から離れて、各地方・府県の軍政部・軍政チームは、よりナマの形で部落問題に直面していたであろうことが想像される。事実、米陸軍第六軍第一師団の民間教育情報官として十七カ月にわたって京都にいたR・テクスターは『日本における失敗』のなかで次のようにのべている。VIPのような来訪者には、日本の現実はなかなかわかるものではないと、次のように批判する。

来訪者が用心しないと、来訪者がきつぱり拒わらないと、翌日は、つねに有能な来訪者局によって作られた、きちんと食事時間のきまつた、それこそ、一分の隙もない日程通りに動かなければならぬ。繊維工場で、多分、三十分。そこで来訪者は経営者から儀礼的にささやかな記念品を贈られる。或は、また、皇后を卒業生に持つことを誇っている京都の最もびかびか

した、最も立派な、最も金のかかる学校で十五分。実業家や智的職業に従事している市民を父に持つ、こぎれいな服装の娘達が美しい神聖な比叡山を背景にして、パレー・ボールに興じていることだろう。(稀には、民間教育官は日本の最も重大な教育問題になっている「エタ」、または、特殊部落の学校を来訪者に見せることに成功するかも知れない。)

テクスターも言うように、戦後の部落の実態はいかかわらず悲惨な実態であったことが知られる。それは京都に限らないだろうが、もう一つ、京都の部落についての記述がある。筆者はO・トレシーといひ、『オブザーバー』紙の女性記者である。トレシーが京都の軍政部の若い軍医につれられて行って見た部落の実態は、次のようなものだった(この項は、赤塚康雄氏の御教示による)。

マッカーサー元帥の布告といえども、恐らく同様に水泡にしきものであつたらう。彼等は礼儀正しい社会に受け容れられることもなく、極く少数の人々が彼等のことを論じはしたが、新聞も、彼等の立場や問題を一度もとり上げたことがなく、彼等の犯罪はもとより、少しでも彼等に関係のあることは、報道しようとはしなかつた。このように彼等は数百年にわたって旧弊を侮蔑と嫌悪を浴び、他の世間から全く隔離されていたのである。

小路は非常に狭く、汚物が散らばっており、両側の覆いのな

い狭い下水には、のろのろと汚水が流れていて、この貧民窟の一端を区切っているところの灰色の泥々とした、ぞっとするような市の堀割の入江に流れていた。二十軒で一戸のベンジヨを共同に使っていた。形も大きさも棺桶そっくりのこの便所は、長屋の端に建っていたが、見ないでもそのにおいですぐそれと分った。この便所の外側では一群の人々が、我慢のならぬ金切声をあげて、内部の人をせき立てていた。中にはこらえ切れずにその場で立小便をしている者もあった<sup>(31)</sup>。

まだまだ続くその描写は、ちょうど『オール・ロマンズ』にのった「特殊部落」を思いおこさせる。トレーシーが京都を訪れたのは一九四八年のことだったが、各地で似たような実態が放置されていたのだろう。

また、四国地方軍政部に勤務し、婦人問題を担当していたC・ジョンソンの『占領日記』には、徳島市での出来事として、「同和会」の集まりに参加し、非常に率直に物を言う愉快なリーダーが「新憲法で保障された民主主義の原則と平等権(憲法一四条)を、メンバーにどのようになら理解してもらえるのか」と、熱心にアドバイスを求めたというエピソードを書いている<sup>(32)</sup>。

このほか、やや古くなるが、週刊新潮編集部編『マッカーサーの日本』は、一九六八年当時、まだ健在だった多くのアメリカ側関係者の証言が収められている。既述の関係

者を除けば、アメリカ市民自由連合の会長であったロジャーク・ポールドウィンが自費で来日し、日本の人権擁護委員制度、民生委員制度の導入に力があつたこと<sup>(33)</sup>、マッカーサーの副官ローレンス・バンカーの「日記」を引用して、一九四七年に一人のアイヌが敬意をこめてマッカーサーに竹の杖とウルシの鉢を持ってきたところ、バンカーの「興味はおありですか」との問いにマッカーサーの返事はなかつたとか、一九五〇年十一月に『ライフ』誌が吉田首相の書簡をスッパ抜いた時、秘書がやってきて吉田の立場を支持してくるよう懇請したことなどのエピソードが紹介されている<sup>(34)</sup>。

回想録の最後はどうしても、連合国最高司令官であったマッカーサー自身の『回想記』<sup>(35)</sup>にふれないわけにはいかないが、この「誇張と自己正当化に満ち、ときに事実誤認と虚偽にいろどられた」回想記から、直接部落問題にかかわる記述を探し出すことはできなかった。

なお日本側関係者からは、次のような逸話が伝えられている。民間の憲法研究会の一員で「憲法改正要綱」をまとめる中心人物だった鈴木安蔵は、松本治一郎と以下のような会話をかわしたと記している。

松本治一郎氏と憲法問題について語ったとき、氏は真剣な面持ちで、共和制がよいとおもうが「どうでしょう、現天皇は大

統領にするという条件をつけては」と言われたことがある。わたくしは即座に「それはいけませんよ。共和制にするなら現天皇といわず、すべて廃止しなくては」と答えた。氏は、「そうですか」と納得されたことがある。

以上、筆者が読んだ限りでの総司令部関係者の回想録について検討したが、そこには部落問題が意外と多くの顔を出している。ベアテ・シロタやベアワルド、あるいはウィロビーのように職務上から部落問題とかかわった職員もいれば、パッシンのように直接の担当ではないが日本にいる間ずっと部落問題に関心を持ち続けた者もいた。コーエンもその一人かもしれない。またテクスターやジョンソンのように軍政部の一職員として部落差別の現実に直面した人もいた。

右のような人たちだけが部落問題とかかわったわけではあるまい。回想録を残さなかった人も、また回想録ではふれなかった関係者の場合でも、たとえ小さな出来事を通してでも部落問題との出会いがなかったとはいえない。

こうした回想録も一つの手掛りとして、占領期の部落問題を明らかにするために、関係者の聞きとりや資料調査に取り組むことは重要なのではないだろうか。

究の必要性を指摘されており、今後とも関心が高まってくるであろう。

だが同時に、占領研究にたいする懐疑的な意見、とくに占領研究ではたしてどれだけの資料がわかるのか、あっても表面的な資料しかわからないのではないかといった消極的な意見があることも承知している。

しかし、筆者は戦後部落史の研究にとって、占領研究が避けて通れない重要な課題であると考える。

なによりも、戦後の部落問題の解決にとって有利な条件となつた民主的な改革が連合国による日本占領という事態なしには考えられなかった以上、日本占領がどのような歴史的な経緯と力関係のもとで実施され、民主的の改革にどのような意義と限界を付与したかを検討することは不可欠であろう。日本本土の占領が、たとえばドイツや、また同じ日本でも沖縄の軍事占領（直接統治）とは違って間接統治であったも、その事情は変わらぬ。部落問題あるいは同和行政だけが占領政策と無縁であったと考える（あるいは思いこんできた）ことに、むしろ無理がある。

もし占領政策が当時の部落解放運動や同和行政に大きな影響を与えなかったのだとしたら、そのこと自体の意味が一度は問われなければならない。総司令部は部落問題にまったく理解がなく、無頓着だったのか。憲法第十四条です

#### 四、占領研究という視角

もっとも、「占領研究の機は熟した」といっても、十年前には研究の基礎となる資料はアメリカにしかなく、実際上はごく限られた一部の研究者にしか利用することができない状態だった。もちろん、そうした先人たちによって占領研究の基礎的な研究が進み、いま私たちは多くの成果に学ぶことができるのだが、それでも直接資料にあたることは、ほとんど不可能だった。

国立国会図書館が、膨大な量の連合国による日本占領文書をマイクロ・フィッシュで収集を開始したのは、一九七八年度からのことである。<sup>(38)</sup>この収集作業はなお継続されているが、ともかくこの国会図書館の努力によって、ようやく幅広い研究者に一連の文書を利用する条件が確保されたのである。

戦後の部落史とかかわって連合国の日本占領文書を初めて紹介したのは、おそらく赤塚康雄氏であろう。赤塚氏は『戦後大阪市教育史』(1)のなかで、一九四七年十一月に、部落解放全国委員会が二度にわたって総司令部の民間情報教育局をたずね、陳情している事実などを紹介している。<sup>(39)</sup>また近年では、鈴木二郎氏が部落史との関連で占領研

べては終わったと考え、それ以降は無視したのか。部落問題の解決は民主化の路線と一致していたから禁止も奨励もしなかったのか、等々。しかし、そのことをこれまで誰も実証してはいないし、そうではなかったということも大いにありうると考えられるのである。

そして、占領が「占領した者とされた者」であり、民主的の改革を日本政府や国民の側がどのように受けとめたかがその後の改革の実質化・定着化に大きな影響を与える。赤沢史朗氏が占領政策史研究の今後の課題として、戦後改革の「政策担当者の主体性や戦後改革の政策内容の問題を、それを受け止める国民の側や社会状況との関わりで論じていくこと」を指摘しているのも、同じ意味だろう。部落問題あるいは部落解放運動とはまさにそうした問題の典型であり、右のような視点から占領期の部落問題をとらえなおすこと、逆に部落問題の観点から占領研究をとらえなおすことは、重要な意味を持つことになる。

この点と関連して、去る三月におこなったハーバート・パッシン氏の聞きとりからは、多くの示唆を受けた。<sup>(43)</sup>聞きとりからもうかがえるように、総司令部は部落問題の解決のために必ずしも有効な施策を実施しなかったが、その理由としては、従来のように占領した側の問題点だけを指摘して終わるのではなく、それを許した占領された側、とく

に日本政府の責任放棄についても厳しく問われなければならないまい。その意味では、まさに占領研究は、現在の我々自身の問題にほかならない。

十年前には、まだ戦後の部落問題を考えるうえで基礎的な資料がなにより一つ収集されていなかった。しかしその後、関係者の努力によって『解放新聞』の縮刷版が刊行され、『部落解放運動基礎資料集』全四巻や『戦後部落問題の研究』全七巻が刊行された。もちろん、これが日本側・運動側の資料のすべてではないし、とくに同和行政にかかわる資料は欠落している。占領文書の研究によってその欠落がすべて埋まるわけではない。

しかし、だからといって占領文書の研究の独自の必要性を軽視してはなるまい。戦後部落史の側からは、これまでの占領研究の膨大な蓄積から多くのことを学ばなければならぬが、同時に部落史について問題意識を持つものが積極的にこの占領研究に欠落していた視点を埋める努力が必要であろう。そうすることによって、占領研究がより豊かな視点を持ち、あわせて戦後部落史の研究が質的に高まっていくことが期待される。

そして当面は、今後の研究の土台となる関係資料の収集に取り組むことが必要だろう。これまでの予備調査の経験では、国立国会図書館が収集している連合国の日本占領文

書のなかでは、部落問題に関係する資料がまとまっているのではなく、そのなかから関係資料を抽出し収集すること自体、大きな労力を必要とする。

もし調査の目的を、戦時から戦後にかけての連合国の部落問題の認識、政策立案にまで広げるとすれば、アメリカ政府の国務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNSCC)、連合国の最高議決機関であった極東委員会(FEC)、極東委員会の出先機関である対日理事会(ACJ)関係文書など、検索の対象は、さらにひろがる。

加えて、個人文書がある。憲法関係ではラウエル文書、ハッシー文書が知られているが、それ以外にもマッカーサー自身の文書やウィリアムズ文書、ウィロビー文書等々、実に豊富であり、幅広い研究者との協力をしには、関係資料の収集は不可能である。

戦後の教育改革について高橋史朗氏が指摘している「膨大な史料群のほんの一部をつまみ食いして、新発見の成果を誇ることの愚かさ、浅ましさ<sup>(44)</sup>」を、われわれもまた犯してはなるまい。

占領研究の大きな流れからは十年遅れてはいるが、今こそ関係者の聞きとりも含めて、部落問題の観点からこれに取り組む時ではないだろうか。

## 五、占領文書研究の意義

以上のような占領研究および戦後部落史研究の現状をふまえ、連合国の日本占領文書研究の意義として、とりあえず以下の三点を指摘しておく必要があるだろう。

まず第一は、戦後初期の部落の実態の実証的解明にとつて不可欠なということである。

占領の時期(一九四五年～五二年)が、部落史のうえで大きな転換期であったことは、誰しも異論のないところであろう。日本国憲法の制定にしても、農地改革にしても、部落と部落問題をめぐる社会的な構造は大きく変化をとげた。「国民的融合」論によれば、戦後の民主的改革によって、「部落差別を残し支えてきた基礎が基本的に解体され」たとまで評価されているが、それは今のところ十分に実証されているわけではない。

はたして、戦後の民主的改革によって、日本はどのような社会・経済構造をもつようになり、かつそのもとで部落はどのような変ほうをとげるにいたったのか、その実証的研究は、従来のどの時期よりも求められている。

しかし、それを実証的に解明するための歴史的な資料は十分には発掘されていない。この空白期を埋める資料を、

日本占領文書のなかからどれだけ明らかにすることができるか、一つの課題である。

たとえば、先にもふれたように赤塚氏は、解放委員会が二度にわたって総司令部の民間情報教育局に陳情にいった事実を紹介しているが、その時解放委員会は近代日本における被差別民の地位についての大部な資料を持ってきたというし、同様の資料がなお現在準備されていると記録されている<sup>(45)</sup>。また一九四八年に軍政部が各府県に部落数・人口・団体の有無を照会したとされ、実際に大阪の能勢町の行政文書からはこの照会に対して回答した文書が発掘されている<sup>(46)</sup>。こうした事例以外にも、当時の被差別部落の実態を示す資料が日本占領文書のなかに埋もれていることは十分に考えられることであり、発掘されれば貴重な資料となるだろう。

だが部落の実態の解明は、日本占領文書研究の意義の一つの面にすぎない。第二の、より重要な意義は、占領文書研究を通して、この時期の運動側・行政側の様々な動きを評価する際の評価軸を定めることである。

占領期の部落問題研究には様々なテーマが考えられるが、なんといっても憲法第十四条の成立過程を明らかにすること、松本治一郎の追放および追放解除の経緯を明らかにすることは、二つの大きな課題である。

ところが、これまでの研究では、運動側の要求や動きについては、基礎資料の刊行によってある程度明らかになされ、論文でふれられることはあっても、日本政府や占領政策との関連についてはほとんど解明されてこなかった。そうした資料が欠落していたことがなによりの原因だろうが、同時にそうした大きな枠組みのなかで部落問題をとらえていこうとする問題意識が稀薄だったという反省が筆者自身にはある。

この占領期には、「天皇及び日本政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官としての貴官に從属する」とされたのであり、この時期の部落解放運動や同和行政も総司令部の「奨励」や「統制」「制限」、あるいは「指導」<sup>(49)</sup>をまったく受けなかったと考えることのほうが不合理である。

憲法第十四条の成立に総司令部をはじめとして誰がどのように、どの程度関与し影響を与えていたのかを解明することによって、従来からも知られていた部落解放運動の動きも正確に評価され、果たした役割も明らかにされる。また松本治一郎の追放および追放解除についても、総司令部や日本政府がどのように関与し推進したのかを明らかにすることによって、部落解放運動が取組んだ追放反対闘争の意義や評価も定まっていこう<sup>(50)</sup>。評価軸を定めるとは、以上のような意味である。

第三には、以上のような戦後部落史の研究史上の意義だけでなく、今日、部落解放運動にかけられている「地対協意見具申」路線を批判し、部落問題解決における「国の責務」という問題をあらためて具体的に提示する一つの契機となるだろうという点である。

中曽根内閣によって「戦後政治の総決算」が叫ばれてすでに久しい。それは究極において日本国憲法の理念をはじめとする戦後の民主的改革が持っていた積極的な意義を否定するものといえる。そしてこの「戦後政治の総決算」が歴史研究の名において、あるいは連合国の日本占領文書を使ってキャンペーンされている。

部落問題における「戦後政治の総決算」として、「地対協意見具申」がうたわれた。その基本的な特徴は、部落問題解決における国の責務の放棄と糾弾の否定、そして公益法人構想にみられるような国家統制の強化にある。もちろん、今般の新法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定にみられるように、部落解放運動および国民運動に結集する幅広い各界各層の反響によって、この「地対協意見具申」路線がその通り貫徹しているわけではない。

「地対協意見具申」が否定しようとしている国の責務、糾弾および部落解放運動の意義、そして地域住民と連携す

ることの重要性をいずれも初めて公けに指摘したのは、一九六五年に出された国の同和対策審議会答申である。その同和対策答申は、日本国憲法が制定されたにもかかわらず部落問題解決のために国がなんらの積極的な施策をとってこなかった（それ故に一九五八年以降の国策樹立を求める国民運動が展開された）ことへの批判、反省として生まれた。

今あらためて、二十年前になぜ同和対策答申が出されなければならなかったのか、すなわち「地対協意見具申」が答申の意義とともに消し去ろうとしている歴史を、具体的な事実をもって明らかにすることが重要である。

なるほど、戦後の民主的改革は、部落問題の解決にとって有利な条件であった。だが同時に、この有利な条件を生かし部落問題の根本的解決のために国の取組みが欠落させたことが、今日の状況を生んだ大きな要因だといえる。

部落解放運動、同和行政の実証的研究を通して、占領期の部落問題を正と負の両面から明らかにすることは、その後の部落解放運動や同和行政の意義と課題を明らかにし、国の同和対策答申の意味をあらためて明確にし、今日の反動攻勢とそのイデオロギーを批判し、今後の部落問題解決の方向をさぐる教訓とするうえで重要であり、戦後部落史の研究に課せられた任務といえるだろう。

## 注

- (1) 袖井林二郎『占領した者された者』（サイマル出版会、一九八六年）二二八頁。
- (2) 前者の例としては、袖井林二郎編『世界史のなかの日本占領』（日本評論社、一九八五年）。後者の例としては、坂本義和／R・E・ウォード編『日本占領の研究』（東京大学出版会、一九八七年）。
- (3) 思想の科学研究会編『共同研究／日本占領』（徳間書店、一九七二年）四九一―二頁。
- (4) 思想の科学研究会編『共同研究／日本占領軍・その光と影』（徳間書店、一九七八年）上巻四六六―四七三頁「社会と世相Ⅰ・部落解放運動と占領」。
- (5) 同前、別冊、二六頁、一三二頁。
- (6) 松浦繪三「反民主主義の転換過程——戦犯追放からレット・パーヅまで」（『共同研究／日本占領』所収）一五七頁。たとえば、松本追放が一九五一年一月だといった記述。
- (7) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（中央公論社、一九七四年。のち中公文庫、一九七六年）二〇―四頁。
- (8) 袖井林二郎『拝啓マッカーサー元帥様』（大月書店、一九八五年）一六頁。なお袖井氏は同書四九頁以下で、農地改革と関連して部落から出されたと思われる手紙も紹介している。
- (9) ハンス・ベアワルド『指導者追放』（勁草書房、一九七〇年）三三頁、九一頁。のちに、ベアワルド氏からの書簡

- (1) 一九八七年四月(二三日付)によれば、氏は松本追放には直接タッチしなかったという。
- (10) 竹前栄治「レッドパージ」(『共同研究/日本占領軍』上巻二八七～二九三頁)。
- (11) 部落解放研究所では、原田伴彦記念基金の第二年度事業として国立国会図書館が収集している連合国の日本占領文書の調査研究に取組むことを決定し、すでに予備調査を開始している。本稿も同調査研究事業の一つである。
- (12) コートニー・ホイットニー「日本におけるマッカーサー——彼はわれわれに何を残したか」(毎日新聞社、一九五七年)一四七頁。
- (13) 連合軍総司令部編『日本占領の使命と成果』(板垣書房、一九五〇年)三〇頁、三四頁、三九頁、四一頁。
- (14) 竹前栄治「ゲーティス日本占領回顧録」(『東京経大会誌』第一四八号、一九八六年十一月)。なおその一部は翻訳され、「米占領政策の意図——元GHQ民政局次長ゲーティスに聞く」(『中央公論』一九八七年五月号)で紹介された。
- (15) 佐藤達夫「日本国憲法成立史(17)」(『ジュリスト』第一〇一号、一九五六年三月一日)四五頁。
- (16) 『憲法制定の過程に関する小委員会第二七回議事録』(一九五九年九月三十日)二～三頁。
- (17) マッカーサー草案「たいを」(『がのまの栗』)と評してしたのは、当時憲法改正問題を担当していた國務大臣松本

- 新社、一九五二年)七七頁。
- (31) オナー・トレーシー『カケモノ——占領日本の裏表』(文芸春秋新社、一九五二年)一四一頁。
- (32) カルメン・ジョンソン『占領日記——草の根の女たち』(ドメス出版、一九八六年)二〇一頁。
- (33) 週刊新潮編集部『マッカーサーの日本』(新潮社、一九七〇年)七六～八二頁。
- (34) 同前、二四二～九頁。
- (35) ダグラス・マッカーサー『マッカーサー回想記』(朝日新聞社、一九六四年)。
- (36) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』(中公文庫、一九七六年)三四四頁。
- (37) 鈴木安蔵『憲法制定前後』(青木書店、一九七七年)六二頁。
- (38) 同資料の内容および国立国会図書館の収集作業の経過については、星健一「連合国の日本占領文書に関する研究案内」(『名古屋大学教育改革研究会第六回記録』一九八五年六月)。
- (39) 赤塚康雄『戦後大阪市教育史』(1)(大阪市教育センター研究紀要第一号、一九八四年三月)一八七～一九四頁。
- (40) 鈴木二郎「人権秩序としての新国際秩序・被差別部落」(鈴木『現代社会と部落問題』部落問題研究所、一九八六年)二〇六頁。
- (41) 「占領した者とされた者、この両者の関係、そのダイナ

- 蒸治自身であった(佐藤「日本国憲法成立史(3)」、『ジュリスト』第八三号、一九五五年六月一日、九頁)。
- (18) その経過については、(15)と同じ。
- (19) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程』I解説(有斐閣、一九七二年)一五六頁。
- (20) "family origin"のfamilyを消し"national"と加筆。なおハッシー文書については、田中英夫氏(成蹊大学)から御教示いただいた。御礼申し上げる。
- (21) 田中英夫『憲法制定過程覚書』(有斐閣、一九七九年)六九～七六、一三二～三五頁。
- (22) セオドア・コーエン『日本占領革命——GHQからの証言』(TBSブリタニカ、一九八三年)上巻六〇頁。
- (23) 清水伸編著『逐条日本国憲法審議録』第四卷(有斐閣、一九六三年)二二六～七頁。
- (24) 同前、二三〇頁。
- (25) 同前、二六三頁。
- (26) コーエン、前掲書、上巻三五～五頁、下巻一〇〇頁、一七一頁。
- (27) ハーバート・パッシン『米陸軍日本語学校』(TBSブリタニカ、一九八一年)三二～五頁。
- (28) 同前、二〇一～三頁。
- (29) チャールズ・ウイロビー『知られざる日本占領』(番町書房、一九七三年)一四五頁。
- (30) ロバート・テクスター『日本における失敗』(文芸春秋

- ミックスを解き明かすことにこそ占領研究のかががある」(袖井『占領した者された者』三一頁)。
- (42) 赤沢史朗「占領と戦後改革」(佐々木潤之助・石井進『新編日本史研究入門』東京大学出版会、一九八二年)四六三頁。
- (43) ハーバート・パッシンの聞きとりは、本誌本号に掲載している。
- (44) 高橋史朗「概説・占領下の教育改革」(『現代のエスプリ』二〇九号、一九八四年十二月)二二頁。
- (45) 「二十一世紀をめざす部落解放の基本方向」(『解放の道』理論・政策・資料版、第三九号、一九八七年四月五日)。
- (46) 赤塚、前掲書、一八八～九頁。
- (47) 大阪同和教育史料集編纂委員会『大阪同和教育史料集』第二巻(部落解放研究所、一九八三年)七七頁。
- (48) 「連合国最高司令官の権限に関する通達」(清水伸『逐条日本国憲法審議録』第四巻、二一九頁)。
- (49) 「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」(同前、二二〇頁)。
- (50) 松本治一郎の公職追放の経過については、拙稿「占領文書からみた松本追放問題」(『部落解放』二六二号、一九八七年六月)参照。なお、拙稿でふれていない事実として、一九四六年二月二十日の部落解放人民大会で松本の公職追放除外運動をおこすことを決議していること(『復刻・部落解放人民大会速記録』)を付記しておく。